

日 時：令和7年11月5日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稻垣審議官、戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第339回個人情報保護委員会を開催いたします。本日の議題は一つです。

議題1 「平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件）の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件）の一部改正について」、御説明します。

本議題は、平成28年4月に当委員会で行った告示を改正するための告示を定めるものとなります。

本議題に関する資料は2点ございます。資料1-1が概要資料、資料1-2が告示案となっております。本日は、資料1-1を基に御説明いたしますが、適宜、資料1-2を御参照いただければと思います。資料1-1の概要資料は、資料1-2の告示内容について、改正の趣旨、改正の概要、施行期日をまとめたものでございます。

まず、資料1-1の「1 改正の趣旨」を御覧ください。本件は、公文書等の管理に関する法律施行令第13条の規定に基づき定める告示になります。行政機関である個人情報保護委員会は、行政文書を日々作成し、取得しておりますが、相互に密接な関連を有する行政文書については、一の集合物にまとめなければならないこととされておりまして、まとめた集合物を行政文書ファイルと称しております。

そして、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書の分類、名称、保存期間、保存場所などの事項を、行政文書ファイル管理簿という管理簿に記載しなければならないこととされております。行政文書ファイル管理簿については、公文書等の管理に関する法律第7条第2項により、事務所に備えて一般の閲覧に供することとしなければならないと規定されており、同法施行令第13条において、当該事務所の場所を官報で公示しなければならず、当該事務所の場所を変更したときも、同様に官報で公示しなければならないと

規定されております。

次に、「2 改正の概要」にあるとおり、現在は、こちらの場所、「東京都千代田区霞が関三丁目二番一号 霞が関コモンゲート西館三十二階 個人情報保護委員会事務局総務課内」を閲覧に供する事務所とする旨を、平成28年に告示しておりますが、11月25日より新庁舎での執務を開始することから、平成28年に行った告示を改正し、閲覧に供する事務所の場所を、新庁舎である「東京都港区虎ノ門二丁目二番三号 虎ノ門アルセアタワー十二階 個人情報保護委員会事務局総務課内」に変更する旨を公示する予定です。

最後に、「3 施行期日」といたしまして、委員会で決定いただければ、速やかに官報に掲載をいたします。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○手塚委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。